

関西学院大学 研究成果報告

2021年5月28日

関西学院大学 学長殿

所属：文学部
職名：教授
氏名：志村 洋

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	近世大庄屋制の研究
研究実施場所	関西学院大学
研究期間	2020年4月1日 ～ 2021年3月31日（12ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

本特別研究期間の申請時における研究計画は、かつて筆者が論文「大庄屋と組合村」（藤井譲治他編『岩波講座日本歴史14巻』岩波書店、2015年）で明らかにした内容を前提として、それ以後に発表された関係諸論文での知見に学びつつ、新たな個別実証事例を加えることで、全国を対象にした近世大庄屋制に関する一書を著すというものであった。しかし2020年度のスタート早々、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、各地の大学附属図書館や資料館が軒並み利用できなくなり、古文書所蔵者宅への史料探訪も実施困難な状況になったため、研究計画の大幅な見直しを迫られた。

6月、各地の図書館・資料館への文献収集や、現地での史料探訪活動が長期間不可能であることが確定するに至り、当初の計画に代わるものとして考えたのが手持ちの古文書類の整理と再調査である。2019年度に長野県の古文書所蔵者から借用し学内に保管中であった大量の江戸時代の文書群や、撮影済み史料の画像データがその対象となった。前者は、江戸時代に信州松本藩庄内組に属したA村のX家に伝来した庄屋文書群であり、後者は同じくA村内で庄内組の大庄屋職を歴任したY家に伝わる文書群である。また、約15年前に長野県内の古書店から個人的に購入したA村のZ家由来の文書群640点も再調査の対象とした。

大学院生らの協力も得て調査・整理作業を行った結果、庄屋史料であるX家の文書は過年度調査分も含めて総点数約6,700の詳細目録を取ることができ、大庄屋文書であるY家

文書については約1,200点の詳細目録を取ることができた。X家文書は、蔵出しの時点で大小15箇の木箱（約40～160リットル大）に分割して収納されていたが、その保管秩序を残しつつ、史料1点毎に目録取りと写真撮影を行った。そして内容分析の結果、①X家文書は享保・元文期（18世紀前期）頃の史料を上限として、文化・文政期（19世紀前期）以降にボリュームゾーンがあること、②X家は、居村A村の庄屋役の他に、隣村のB・C・D村の庄屋役も兼任していたこと、③城下町周縁部に位置したA村の大地主でもあったX家は、江戸中期には近隣地域に対して未進年貢の立替や米融通などを頻繁に行い、広範な地域に政治的影響力を行使していたこと、④X家の個別経営としては、松本城下町で商売や貸家経営を行うなど、都市－村落の枠を越えて、城下有力商人に比肩する経済活動を展開していたこと、などが明らかになった。⑤またA村ではその場所柄、17世紀末頃までには小商人や日用などの借家層が多数村内に居住するようになり、18世紀半ばには一大水車業地域に成長していたことなども判明した。他方、大庄屋職を世襲したY家文書については、①今次の調査で1,000点を超える近世文書を新たに発見し、その新出史料の過半は、Y家と姻戚関係を結んでいた松本町大名主のK家に伝来した文書群であったこと、②戦国大名小笠原氏の旧臣筋の家であったK家では、江戸中後期に、戦国期以前の家歴調査を行う一方、豊前小倉藩主小笠原氏や旗本水野氏といった歴代松本藩主家や同家家臣との間で、身分を超えた交誼を結ぼうとしていたこと、③Y家文書の白眉である元禄期以降の大庄屋日記約100冊は、主に組支配に関する公式の通達類や願書類を記録しており、郡方役人との内々の交渉過程や情報交換等はさほど記録していないことも明らかとなった。従来、松本町大名主のK家については、16世紀末から17世紀初頭にかけての小領主層の「帰農」過程を示す好事例として知られていたが、今回の調査によって、江戸中後期特有の士庶間交誼関係を明らかにすることができる貴重な事例であることが分かった。さらに、A村で年寄役を勤め、藩の土地掛も兼任したZ家の文書群については、①土地掛が管理する土地には、一般の百姓が名請けする田畑のほかに、城下町人が所有する田畑や、松本藩家中の所有地や無役地などが含まれており、多様な身分の者が田畑を所有するという城下町周縁村落の特徴が現れていたこと、②近世後期にはZ家は、X家とともにA村を代表する地主として成長し、地主経営の傍ら水車業にも手を広げていたことなどが明らかになった。

なおA村の水車業については、「近世後期、城下町周縁村落における水車業——松本藩庄内組を事例に——」（『関西学院史学』48号、2021年3月）において研究成果を公表した。A村は、城下町割地区に隣接する場所にあたっていたため、都市と農村両方の性格を早い段階から持つに至った。具体的には、①A村では17世紀末頃から都市民の村内転入が進み、村内に小商いや穀商を営む都市零細民が居住する地区が形成されていたこと、②地形上河川氾濫が多発したA村では、18世紀初頭に田畑の亡所化が進行していたが、宝暦期（18世紀半ば）に城下酒屋仲間との利害一致から松本町内より精米水車が移転するようになり、19世紀には藩領を代表する水車業の中心地に成長したこと、③A村とその周辺村落での水車業は、城下町の各種需用に応じる必要から、19世紀に至っても特定用途の水車業に特化することなく、精米・製粉・絞油といった各種の水車業が併存していたこと、④水車業は営業にあたり多額の準備資金を必要としたため、水車営業株を持つ有力地主層と直接水車経営に携わる中間層・下層農との間での分化が不可避であり、「所有」と「経営」の分離状況が出現していたこと、⑤従来、「所有」と「経営」の分離状況は、都市的な社会構造を象徴するものとして理解されることが多かったが、当時の水車業は、地域の水利権や下層民の小作権、水車用地の所有権などと密接に関係するものであったために、つねに強い共同体規制を受けるものであったこと。即ち、水車は水車主個人の所有物でありながら、村落共同体の間接的共同所有の下にあるものであったことなどを指摘した。

以上のようなA村に関する研究の他に、播磨国三日月藩の大庄屋文書と同国林田藩の大庄屋文書を用いて、小藩領の地域的入用に関する研究も行った。その研究内容はまだ原稿化しておらず、本報告書での内容公開は控えたいが、同一地域の同じ所領規模の藩領であっても地域的入用のシステムや考え方は大きく異なっており、領内の村々にとって大庄屋組（行政区）のもつ意味は場所によって異なっていたことを指摘できると考えている。

（古文書所蔵者のプライバシー保護のために、固有名詞をアルファベットに置き換えて表記した）

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。